

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成28年3月2日（平成28年（行個）諮問第40号）

答申日：平成28年5月25日（平成28年度（行個）答申第17号）

事件名：本人に係る特定諮問事件に関して諮問庁が情報公開・個人情報保護審査会に提出した文書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

特定諮問事件に関して諮問庁から審査会に提出された全ての資料及びこれらの資料の作成，取得等に当たり経済産業省内での意思決定等を行うに至るまでに作成，利用，共有した文書一式に記載された本人に係る保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し，別紙に掲げる12文書（以下，併せて「本件文書」という。）に記載された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し，その一部を不開示とした決定は，妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく本件請求保有個人情報の開示請求に対し，平成28年1月26日付け20160125統第7号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

##### （1）異議申立書

原処分は，情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）における答申を受けての，いわば再決定である。

その答申においては，「通知書の記載から処分の内容が把握できないという重大な瑕疵（かし）があり」，「本件請求保有個人情報の開示請求につき，対象となる保有個人情報を特定することなく，一部開示した決定については，違法なものであるから，取り消すべき」といった指摘が示されたが，今回の再決定通知において，答申を踏まえて，その指摘を解消したものと受け取ることができない。

その重大な瑕疵や違法との指摘との関係では未だ不十分であるという例を挙げると，異議申立人は原処分の前提となった取り消された決定に対しての異議申立書や審査会での審査に際しての意見書において，公文書管理法4条の文書主義の精神に照らせば，存在していて然るべき他の

行政文書が欠けていることを主張したが、原処分では、その主張・疑問を解消するに足る処分の内容が依然として全く把握できない。

仮に、異議申立人が主張した存在していて然るべき他の行政文書が真に不存在であるなら、その不存在理由を、明確に理解し得る程度に説明するべきである。

また、「法14条6号及び7号柱書き」を根拠として、「今後の調査審議や答申を行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり」などとの不開示部分の理由付けが記されているが、既に違法・取消しとの答申が示されたことによる原処分であるから、根拠とすることが不適當・不適切な部分も多数見受けられる。

以上、原処分は一読しただけでも再決定としては不十分・不適切なものであることから、真に答申の指摘を踏まえた、開示すべき文書と、不存在による不開示文書及び不開示部分について、それぞれ正当な理由を改めてお示しいただき、「処分の内容が把握できる決定」を改めて通知いただくために異議申立てを行わせていただく。

## (2) 意見書

本件については、審査会が諮問庁に対して示した答申に係るものである。諮問庁では答申を踏まえて取消しを行い、本件の原処分を行ったが、いわば異議申立人からの同じ請求に係る再決定である。

この再決定によって改めて開示された文書について内容を確認したところ、全てそれ以前の請求で開示された以外の新たな文書は見当たらなかった。念のため、鉱工業動態統計室の担当者にも確認したが、「(新たに追加した文書はなく)以前に開示したものである。」との回答であった。

異議申立人は、答申に係る最初の諮問に際し、異議申立書や意見書により、異議申立人の主張を既に審査会に示している。にもかかわらず、原処分では、最初の諮問において示した異議申立人の主張に対しての追加の説明も何らなされていない。

この状況は、いかなる理由があろうとも同じ事案に係る再審査（不服申立て）は行えないという審査会の位置付けからすると、異議申立人は同じ主張をせざるを得ないにもかかわらず、審査会には改めて示すことができない状況であるということに他ならない。

確定した取消訴訟の判決がその法的拘束力により、いわゆる反復禁止効の法理から、結果として同じ再処分を行う場合には、最低限、異なる処分理由を示すことが求められることと比較すると、審査会の答申を諮問庁として、尊重すべきことは当然ではあっても、新たな説明や理由を異議申立人に対して何ら示すことができないのであれば、取り消さないという選択肢も諮問庁にはあったはずである。

審査会の位置付けも踏まえず、異議申立人が不服申立てができないよ

うな「取消し」と「再処分」は、その再処分の内容からすれば、「取消し」そのものが偽りめいたまやかしに過ぎず、原処分は極めて不当・不適切だと考える。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 事案の概要

異議申立人が行った「経済産業省から、情報公開・個人情報審査会に対して提出された特定日付けの理由説明書を含む、当該案件の審査のために審査会に経済産業省から提出された全ての資料、並びに、それら資料の作成、取得等に当たり、経済産業省内での意思決定等を行うに至るまでに作成、利用（既存していたもの）、共有した文書一式（『文書一式』の対象は、経済産業省全体であり、経済産業省大臣官房調査統計グループに限らない。また、『意思決定等』の『等』とは、直接の意思決定に関わる起案等のために作成・利用（既存していたもの）・共有したものは当然のこととして、同グループ外への文書の保有・所在に関わる情報収集のため等々の目的はもとより、メモ、メール等の形式も問わないことはいうまでもない。当該意思決定に関連したものの全てである。）」との開示請求に対し、処分庁は、平成27年6月12日付け20150414統第2号により、保有個人情報の一部を開示する決定を行った。

これに対して、異議申立人は、その取消しを求める旨の異議申立てを行い、これを受け、諮問庁は、諮問を行ったところ、審査会から平成27年度（行個）答申第79号により、上記決定について、不備があることから、当該処分を取り消すべきであるとの答申があり、これを受け、平成28年1月26日付け20160125統第7号により、原処分を行った。

#### 2 原処分及びその理由

処分庁は、本件開示請求を受け、本件対象保有個人情報を別紙のとおり特定し、法18条1項の規定により、本件対象保有個人情報の一部を法14条6号及び7号柱書きに該当するため不開示とする旨の原処分を行った。

本件請求保有個人情報が記載されている文書は文書1ないし文書12（本件文書）が全てである。

不開示とした部分とその理由は、次のとおりである。

文書3、文書4、文書5のメール本文の一部や添付ファイルの一部については、審査会への諮問に関する理由説明書の作成過程の省内の情報であり、開示することにより率直な意見交換又は意思決定の中立性が損なわれ、事案にふさわしい適切な検討を行う妨げとなりかねないことなどにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条6号及び7号柱書きに該当するため不開示とする。

文書6、文書7及び文書10の審査会事務局職員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で審査会事務局の各職員に割り当てられたも

のであり、開示請求者がこれを知り得る特段の事情もなく、開示することにより当該審査会事務局職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条7号柱書きに該当するため不開示とする。

文書6、文書7、文書8、文書10及び文書11の添付ファイルの一部については、審査会の調査審議に関するものであって、開示することにより審査会における今後の調査審議や答申を行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条6号及び7号柱書きに該当するため不開示とする。

文書8、文書9及び文書11のメール本文の一部については、審査会の調査審議に関する省内情報であって、開示することにより省内における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条6号及び7号柱書きに該当するため不開示とし、文書3ないし文書5、文書8、文書10及び文書11のメール本文中のパスワードについては、暗号化した添付ファイルを復元するためのパスワードであって、開示することにより経済産業省が保有する他の暗号化した電子ファイルのパスワードを類推され、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条7号柱書に該当するため不開示とする。

### 3 異議申立人の主張についての検討

異議申立人は、原処分について、①原処分は、答申の指摘を解消したものとは受け取れない、②存在していて然るべき他の行政文書が欠けており、その不存在理由が不明確、③不開示部分の理由付けの根拠が不適當・不適切と主張している。よって、以下検討する。

- (1) 処分庁は、原処分については、開示決定通知書において開示する保有個人情報（文書1ないし文書12）を行政文書単位で示し、特定を行った。したがって、平成27年度（行個）答申第79号における「通知書の記載から処分の内容が把握できない」、「対象となる保有個人情報を特定することなく一部開示した決定については、違法なものであるから取り消すべき」との指摘は解消されている。
- (2) 異議申立人は、存在していて然るべき他の行政文書が欠けている旨主張するが、諮問庁は異議申立人の主張も踏まえ改めて本件請求保有個人情報の探索を行ったものの、別紙に掲げる文書1ないし文書12以外の本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報の存在は確認できなかった。
- (3) 異議申立人は、原処分については、再開示決定であるため、「法14条6号及び7号柱書き」を根拠に不開示としていることに対し、不適當・不適切な部分も多数見受けられると主張する。しかしながら、理由説明書をもって諮問し、今後、審査会において審議・検討する段階にあることから、「法14条6号及び7号柱書き」を不開示理由の根拠とすること

に対して、不適當・不適切との指摘は当たらない。

以上により原処分は妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、本件異議申立てについては何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件異議申立てについては、棄却することとしたい。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |           |                                        |
|---|-----------|----------------------------------------|
| ① | 平成28年3月2日 | 諮問の受理                                  |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受                          |
| ③ | 同月15日     | 審議                                     |
| ④ | 同月31日     | 異議申立人から意見書を收受                          |
| ⑤ | 同年5月9日    | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、<br>本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同月23日     | 審議                                     |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、本件文書に記載された本人に係る保有個人情報である。

異議申立人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は本件対象保有個人情報を特定し、その一部が法14条6号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果に基づき、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 本件対象保有個人情報の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求を受け、経済産業省が、特定の諮問事件の審査のために審査会に提出した全ての文書（理由説明書を含む）及び当該文書の作成、取得等の意思決定等のために作成、利用及び共有した文書のうち、開示請求時点で保有していた本件文書を特定した。

イ 文書1は諮問の決裁書、文書2ないし文書5は諮問書作成のための諮問庁内における協議・検討内容、文書6及び文書10は審査会とのやり取り、文書7ないし文書9は審査会への対応についての諮問庁内における協議・検討内容、文書11は諮問庁から審査会への連絡につき諮問庁内で共有したもの、文書12は審査会から送付された意見書の写しであり、本件文書以外に本件請求保有個人情報が記載されている文書は保有していない。

(2) 本件対象保有個人情報の内容は諮問庁の上記説明のとおりであり、本件文書以外に本件請求保有個人情報が記載されている文書は保有していない旨の諮問庁の上記説明が不自然、不合理とはいえ、他に本件請求保有個人情報の存在をうかがわせる事情も認められないことから、経済産業省において、本件対象保有個人情報以外に本件請求保有個人情報を保有しているとは認められない。

### 3 不開示情報該当性について

#### (1) 審査会とのやり取りについて

文書6(2枚目)及び文書10(2枚目及び3枚目)の不開示部分には、経済産業省と審査会との間のやり取りが記載されている。

当該部分は、審査会が行う調査審議の手続は、情報公開・個人情報保護審査会設置法14条により公開しないこととされていることを踏まえると、これを公にすることにより、調査審議の過程での審査会及び経済産業省の暫定的な見解等が明らかとなり、審査会と諮問庁との間のやり取りに支障を来すなど、調査審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法14条7号柱書きに該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### (2) 諮問庁で協議・検討した内容について

文書3(1枚目ないし6枚目)、文書4(1枚目及び4枚目ないし9枚目)、文書5(1枚目ないし6枚目)、文書7(1枚目メール本文及び2枚目)、文書8(1枚目ないし4枚目)、文書9及び文書11(1枚目ないし4枚目)の不開示部分には、特定諮問事件の審査会への理由説明等について、諮問庁において協議・検討した内容が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、諮問庁における未成熟な検討内容が明らかとなり、諮問庁の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法14条6号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### (3) メールアドレス等について

文書6(1枚目)、文書7(1枚目(メール本文を除く。))及び文書10(1枚目)の不開示部分には、審査会事務局職員の非公表の電話番号及びメールアドレスが、文書3(7枚目)、文書4(12枚目)、文書5(7枚目)、文書8(5枚目)、文書10(4枚目)及び文書11(5枚目)の不開示部分には、経済産業省職員が使用しているパスワードが記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当で

ある。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条6号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、経済産業省において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同条6号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

## 別紙

- 文書 1 審査会への諮問について
- 文書 2 電子メール（特定の件名，特定の日時）及び添付文書
- 文書 3 電子メール（特定の件名，特定の日時）及び添付文書
- 文書 4 電子メール（特定の件名，特定の日時）及び添付文書
- 文書 5 電子メール（特定の件名，特定の日時）及び添付文書
- 文書 6 電子メール（特定の件名，特定の日時）及び添付文書
- 文書 7 電子メール（特定の件名，特定の日時）及び添付文書
- 文書 8 電子メール（特定の件名，特定の日時）及び添付文書
- 文書 9 電子メール（特定の件名，特定の日時）及び添付文書
- 文書 1 0 電子メール（特定の件名，特定の日時）及び添付文書
- 文書 1 1 電子メール（特定の件名，特定の日時）及び添付文書
- 文書 1 2 意見書の写しの送付について